

平成19年6月21日

国土交通省総合政策局  
建設業課 / 労働資材対策室  
(財)建設業振興基金

「建設業の新分野進出 / 技能承継モデル構築支援事業」  
募集要項

本事業は、(財)建設業振興基金が国土交通省からの委託事業として、「建設業の新分野進出 / 技能承継モデル構築支援事業」を実施するに当たり、下記のとおり公募を行うものです。

記

1. 事業の趣旨

建設業は、国内総生産・全就業者数の約1割を占める基幹産業であり、立ち遅れている社会資本整備の担い手であるだけでなく、多くの就業機会を提供するなど、地域の経済・社会の発展に欠かすことのできない役割を担っています。

しかしながら、建設投資の急速な減少により、特に公共工事への依存度が高い地域の建設業者は、厳しい経営環境に直面しています。このため、経営基盤の強化に向けた新分野進出等の経営革新の取組を促進しているところです。

また、近年、一部職種において建設技能労働者が不足傾向となっており、特に、2007(平成19)年からの数年間は、1947～1949年生まれのいわゆる団塊の世代が60才を迎え、順次現役を引退することが予想されており、少子高齢社会が到来する中、これら熟練した建設技能労働者が有する技能を次世代へ円滑に承継することが建設業における人材の確保・育成の観点から喫緊の課題となっています。このため、人材の確保・育成の観点から建設技能の円滑な承継の推進を図っているところです。

本事業は、地域の建設業者が行う経営革新の取組や各種事業者が行う建設技能の承継の取組のうち、一定の要件を満たすものに焦点を当て、こうした取組の定着に向けたモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施して先導的な事例を発掘し、当該事業を推進、広く普及・啓発を図ることにより、建設業の新分野進出の取組の促進や建設技能の承継の推進を図るものです。

## 2. 新分野進出モデル

### (1) 概要

人口の減少、少子高齢化の急速な進展、経済のグローバル化の進展による国際競争の激化など、我が国を取り巻く社会経済環境は急速に変化しています。とりわけ地方圏においては、地域経済を支える労働力不足や財政上の制約による行政サービスの低下、基幹産業の衰退、自然災害における被害の拡大等が懸念されるところです。

こうした中、地域の建設業は、専門的な技術者、技能者、建設機材等に加えて、本業を通じて長年培った技術やノウハウを持ち、地域の実情を熟知していることから、これまでも、災害時における応急対策・復旧対策において中核的な存在として活動し、地域に貢献してきましたが、さらに、地域に密着したコミュニティ産業として、公共施設の維持管理等の地域行政におけるニーズ、担い手不足が深刻化している農林業、過疎地域における公共交通・福祉等のサービス等の新たな担い手として、地域社会における新たな役割が期待されています。

本事業では、こうした新規事業に取り組む事業者について、とくにその事業化に当たっての課題解決に向けた取組に焦点を当て、「新規性」、「地域性」、「実現の確実性」、「取組に至るプロセス」などを総合的に評価し、地域の建設業による経営革新のモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施し、優れたモデルの発掘を行います。

なお、本事業は調査委託事業であり、支援の対象となった事業者に対し、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等についての調査を委託します。事業者から提出される調査結果報告を踏まえ、広く地域の建設業者の経営基盤の強化に向けた取組の参考となる事項をとりまとめ、広く普及・啓発を図ります。

### (2) 事業の対象

本事業においては、以下に例示するような事業について、「事業着手段階」にある事業を対象とします。（ただし、事業着手前であっても、事業計画を有しており、事業に着手することが明確な場合を含む。）

指定管理者等の取組については、すでに運営している事業のサービス向上・効率化に関する取組のほか、参入に向けて具体的な事業計画を策定している段階の取組も、本事業の対象とします。

#### 【事業の例示】

「官から民へ」の流れに対する取組（パブリックビジネス）

（例）

・指定管理者として公園や体育館等の公共施設の管理運営業務に参入

- ・地域の建設業者が連携してPFI事業に参入
- ・従来行政が行ってきた業務の外部委託業務に参入 等

#### 地域産業活性化ニーズへの取組

(例)

- ・担い手が不足している農林水産業等の地域産業の新たな担い手として参入
- ・地域における新たな産業として地域の活性化に資する新事業への取組 等

#### 基礎的生活サービスニーズへの取組

(例)

- ・高齢化が進む地域における公共交通や福祉分野への参入
- ・地域社会や消費者のニーズ等に対応した新製品・サービスの提供 等

#### 海外ビジネスへの取組

(例)

- ・優れた技術・ノウハウや固有の技術を有しながら、国内市場に止まっている中小・中堅建設業者や専門工事業者の海外進出への取組 等

その他、経営基盤の強化につながると認められる新規事業に関する取組

### (3) 事業者の条件

公募の対象となる事業者は、地域に経営基盤を置く中小・中堅建設業者及び専門工事業者（複数の建設業者からなる企業連携グループや建設事業者団体も可）とします。

なお、企業連携グループの中に他の産業分野に属する事業者がいる場合も対象とします（建設業者がグループ内で主たる役割を担っていることを条件とします）。

### (4) 審査方法と審査の観点

審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業を決定します（審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、申請者に書面で通知します。

#### < 審査の観点 >

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があること。
- ・ 生産性の向上や業務の効率化などのプラスの効果が見込まれる事業であ

- ること。
- ・ 地域の経済・社会の活性化に資すると期待できる事業であること。
  - ・ 取組に至るまでのプロセスにおいて、企業努力が見られること。
  - ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
  - ・ 事業者の経営状態に問題がなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
  - ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
  - ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

### 3. 技能承継モデル

#### (1) 概要

近年、一部職種において建設技能労働者が不足傾向となっており、特に、2007（平成19）年からの数年間は、1947～1949年生まれのいわゆる団塊の世代が60才を迎え、順次現役を引退することが予想されており、少子高齢社会が到来する中、これら熟練した建設技能労働者が有する技能を次世代へ円滑に承継することが建設業における人材の確保・育成の観点から喫緊の課題となっています。

本事業は、建設技能の承継の取組（複数の企業又は複数の職種に係るものに限る。）で、その内容が新規性、総合性、効果実現の確実性など一定の要件を満たし、他の建設業者や団体にとって参考となる取組を対象に公募を実施し、こうした取組の定着に向けたモデルケースと認められる先駆的・先導的な事例の発掘を行います。

なお、本事業は調査委託事業であり、対象となった事業者に対し、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等についての調査を委託します。事業者から提出される調査結果報告を踏まえ、他の建設業者や団体にとって参考となる事項をとりまとめ、広く普及・啓発を図ります。

#### (2) 事業の対象

本事業においては、以下に例示するような事業について、「事業計画策定段階（事業化を視野に入れて調査活動を行うものを含みます。）」又は「事業着手段階」にあるものであって、事業者が明確な目的意識を持ち、かつ十分に事業実施能力及び体制を備えているものを対象とします（なお、その取組が「事業実施段階」（直近2～3年の間に事業着手され、遂行しているもの）であっても、その取組内容の詳細な報告や効果の検証を行うものであれば、本事業の対象とします）。

## 【事業の例示】

### 熟練技能者OBを若年入職者の指導役として活用したモデル的取組

技能者OBの選定方法(データベース化、リスト化)・教授方法(座学・OJT)の検討等を通じ、熟練技能者OBを若年入職者の指導役として、技能承継を効果的・効率的に行うもの

### 優秀な技能者の技(勘所)を映像化し、若手入職者の技能習熟の短縮化を図るモデル的取組

優秀な技能者の技(勘所)を映像化し、あわせて研修プログラムや指導マニュアルを検討すること等により、技能承継を効果的・効率的に行うもの

その他、建設技能承継の推進につながると認められる取組

## (3) 事業者の条件

公募の対象となる事業者は、  
複数の建設業者(建設業者グループ)  
建設産業団体又はこれに準ずる団体  
とします。

なお、建設業者グループの中に他の産業分野に属する事業者等がいる場合も対象とします(建設業者がグループ内で主たる役割を担っていることを条件とします)。

## (4) 審査方法と審査の観点

審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業を決定します(審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります)。審査結果については、申請者に書面で通知します。

### < 審査の観点 >

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があり、建設技能承継の取組を促進するモデルとなることが期待できる事業であること。
- ・ 建設技能労働者が不足傾向となっている職種や技能承継問題が顕著な職種に関する取組であって、その解消に資する事業であること。

- ・ 当該事業者にとって、事業効果が高いものであること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 若年技能労働者の確保・育成や、熟練技能者OBの活用に資する事業であること。
- ・ 事業者の経営状態に問題がなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
- ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
- ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

#### 4. 両モデル事業に共通する事項

##### (1) 支援の内容

本事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を初年度のみ負担するものです。なお、選定された事業者は、平成20年2月末(予定)までに、事業結果についての報告書を、(財)建設業振興基金に提出していただきます。

契約形態については、(財)建設業振興基金と事業者による受委託契約となり、当方による経費の負担は、事業実施委託契約の契約期間内に支出が発生するものを対象とします。

なお、支援の金額は1件当たり概ね2～4百万円程度とし、具体的な金額については、事業計画と支援要望額の内容を精査の上決定します。

##### (2) 応募書類の提出方法

定められた応募書類を(財)建設業振興基金に正本・副本各1部を郵送で提出して下さい(公募締切日当日の消印まで有効)。封書表には、朱書きで「新分野進出モデル事業申請書 在中」あるいは「技能承継モデル事業申請書 在中」と明記して下さい。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問合せをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

#### 【応募書類の提出先】

(財)建設業振興基金に応募書類の正本・副本各1部を、原則として郵送で提出してください。持参される場合は、同基金宛に予めご連絡下さい。

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

(3) 公募期間

平成19年6月21日(木)～平成19年8月1日(水)

〔当日消印有効〕

(4) 選定された場合の留意点

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に当方より改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

< 選定事業者側での立替払い >

- ・ 本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、(財)建設業振興基金から事業者に当該金額が支払われること。

< 報告書の提出 >

- ・ 選定事業者は、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等を取りまとめた報告書を平成20年2月末(予定)までに提出すること。

< 事業内容等の変更時の取扱い >

- ・ 本事業の実施期間内において、事業の実施内容に当初の申請時の計画と比べて大幅な変更が生じた場合には、経費の全部又は一部について、本事業の実施に係る経費として認められないことがあること。

< 帳簿や証憑書類の保管 >

- ・ 選定事業者は、事業実施に係る経費を証明する証憑書類を事業終了後5年間保管すること。

< 契約期間終了後のフォローアップ、問合せ >

- ・ 選定事業者は、本事業の評価・検証のため、事業終了後2年間程度事業の実施状況について、当方より必要に応じ問合せをする可能性があること。

(5) 本件に関する問合せ先

(財)建設業振興基金 構造改善センター モデル事業 係

電話：03-5473-4572

担当：(新分野進出モデル)長谷川、由井

(技能承継モデル)南塚、柳田

## 各地方整備局等の所管地域

連絡先	担当課	住所	電話	所管地域
北海道開発局	事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311	北海道
東北地方整備局	建政部 建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171	青森・岩手・宮城 福島・秋田・山形
関東地方整備局	建政部 建設産業第一課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151	茨城・栃木・群馬 東京・神奈川・山梨
北陸地方整備局	建政部 建設産業課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-370-6571	新潟・富山・石川
中部地方整備局	建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572	岐阜・静岡・愛知 三重
近畿地方整備局	建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141	福井・滋賀・京都 奈良・大阪・和歌山
中国地方整備局	建政部 建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231	鳥取・島根・岡山 山・広島・山口
四国地方整備局	建政部 建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-8061	徳島・香川・愛媛 高知
九州地方整備局	建政部 建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡博多第2合同庁舎別館	092-471-6331	福岡・佐賀・長門 熊本・大分・鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-8530 那覇市前島2-21-13 ふそビル9階	098-866-0031	沖縄

以上